

【海老名市中小企業事業資金融資のお申込みは直接、下記取扱金融機関窓口へ】

金融機関名		所在地	電話番号	
市内	きらぼし銀行	海老名支店	中央 1-11-14	046-233-8393
		さがみ野支店	中央 1-11-14	046-232-1611
	静岡中央銀行	厚木支店	中新田 2-14-1	046-233-8500
	城南信用金庫	海老名支店	中央 1-4-27	046-231-1411
	スルガ銀行	海老名支店	中央 1-4-35	046-232-3311
	平塚信用金庫	海老名支店	東柏ケ谷 2-2-11	046-231-1088
	みずほ銀行	海老名支店	中央 1-4-1 ビカリア5番館 1F	046-235-0471
	三井住友銀行	海老名支店	中央 1-2-2	046-232-3071
	横浜銀行	海老名駅前支店	扇町 5-10	046-232-7087
		海老名支店	中央 1-4-22	046-232-8004
さがみ野支店		東柏ケ谷 3-13-35	046-232-5151	
南海老名支店		国分寺台 2-11-26	046-231-6758	
横浜信用金庫	海老名支店	中央 2-4-8	046-234-5111	
	さがみ野支店	東柏ケ谷 2-24-6	046-232-8311	
りそな銀行	海老名支店	中央 1-4-1 ビカリア5番館 1F	046-233-6511	
市外	きらぼし銀行	厚木支店	厚木市田村町 6-7	046-295-1411
	静岡銀行	厚木支店	厚木市旭町 1-2-1	046-228-0341
	静岡中央銀行	寒川支店	寒川町倉見 482-3	0467-74-1510
		座間支店	座間市入谷西 2-56-8	046-254-3151
		綾瀬支店	綾瀬市深谷上 6-16-22	0467-76-4141
	城南信用金庫	相模大塚支店	大和市桜森 3-5-3	046-263-5551
	スルガ銀行	厚木支店	厚木市中町 3-13-4	046-221-5161
	平塚信用金庫	厚木支店	厚木市中町 1-5-10	046-221-2811
		座間支店	座間市入谷東 4-55-1	046-254-6111
	みずほ銀行	厚木支店	厚木市中町 3-5-10	046-221-6333
	三井住友銀行	厚木支店	厚木市中町 2-3-5	046-224-3731
		大和支店	大和市大和東 2-2-17	046-263-2721
		伊勢原支店	伊勢原市桜台 1-2-34	0463-94-0621
	横浜銀行	厚木支店	厚木市中町 2-2-1	046-224-2211
綾瀬支店		綾瀬市大上 2-1-3	0467-76-8161	
長後支店		藤沢市下土棚 471	0466-44-1331	
大和支店		大和市大和東 1-8-1	046-261-2211	

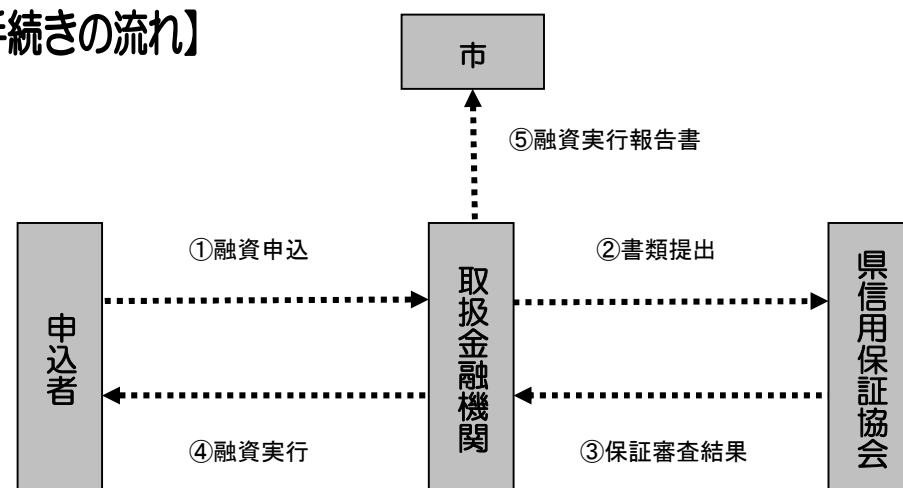
# 令和4年度 海老名市中小企業事業資金融資制度のご案内

- **制度の目的**  
この制度は、市内において商工業を営んでいる中小企業者にこの資金を融資することにより、事業活動を円滑にし、健全な発展をしていただくためのものです。
- **制度のしくみ**  
市内中小企業者向け融資資金として、金融機関と契約し、市の定めた要綱に従って皆様方に融資するしくみです。
- **制度利用のポイント**  
次に挙げるポイントを十分に心得て、市融資制度の申込みをしてください。
  - ・ 経営の状態をよく把握しておく。
  - ・ 帳簿等の資料をよく整理しておく。
  - ・ 計画的に余裕をもって早めに申込みをする。
  - ・ 返済条件などを必ず守る。
- **要件認定**  
景気対策特別資金を申し込まれる際には、中小企業信用保険法第2条第5項又は同法第2条第6項の認定が必要となります。
- **次のいずれかに該当する場合は融資を受けられません。**
  - ・ 市税を完納していない場合（延滞金も含む）  
※市税……「(法人) 市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」
  - ・ 神奈川県信用保証協会の代位弁済中の場合
  - ・ 金融機関から取引停止処分を受けている場合
  - ・ その他市長が適当でないと認めた場合（今までにこの融資制度を不正に利用したことがある場合など）
- **融資を受けられた方へ**  
融資実行後、申込内容に変更が生じたときは、速やかに取扱金融機関に届け出てください。  
例) 住所、名称、代表者又は氏名を変更したとき  
事業を中止、又は廃止したとき  
個人事業の内容及び債権を全て継承し法人化したとき など

【問合せ先】海老名市経済環境部商工課商工政策係 TEL046-235-4843

令和4年4月発行

## 【申込み手続きの流れ】



※②③は金融機関の判断により、不要な場合があります。

## 【海老名市中小企業事業資金融資】

資金の種類	対象者	資金 用途	融資 限度額	融資 利率	利用者 負担利率 (※5)	市 負担利率 (※6)	融資期間 (据置期間)	保証人 信用保証 担保	申込書類	申込先	
経営安定融資資金	中小企業支援資金	市内で1年以上の営業実績を有している中小企業者(※1) 又は小規模企業者(※2)	運転 設備	3,000万円	1.8%	0.9%	0.9%	84月以内 (据置6月以内を含む)	金融機関の判断による  ※創業等資金の融資を受け る者については、保証協会が 実施する創業関連保証制度 の保証対象者であること	①取扱金融機関が定めた申込書 ②市税納税証明書(完納証明書) ※市税に滞納がある場合は、融資 を受けられません。 ※市税……「(法人)市民税」、 「固定資産税」、「軽自動車税」 ③印鑑証明書 ④定款 ⑤法人登記事項証明書 ⑥決算書又は予算書 ⑦所得証明書(確定申告書の写) ⑧その他取扱金融機関が必要と 認めた書類	別記取扱 金融機関 (※7)
	中小企業支援資金 (小口資金)	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者	運転 設備	1,000万円	1.8%	0.9%	0.9%	60月以内 (据置6月以内を含む)			
	景気対策特別資金	市内で1年以上の営業実績を有している中小企業者又は小 規模企業者であり、かつ、市長の認定を受けた特定中小企 業者(※3)又は特例中小企業者(※4)	運転 設備	3,000万円	1.8%	0.9%	0.9%	84月以内 (据置12月以内を含む)			
	景気対策特別資金 (小口資金)	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者であ り、かつ、市長の認定を受けた特定中小企業者又は特例中 小企業者	運転 設備	1,000万円	1.8%	0.9%	0.9%	60月以内 (据置12月以内を含む)			
創業等資金	市内で営業実績1年未満の中小企業者又は小規模企業者、 若しくは市内での創業予定者(1月以内に事業を開始又は 2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する)で具体的 な計画を有する者	運転 設備	1,000万円	1.8%	0.9%	0.9%	60月以内 (据置6月以内を含む)				

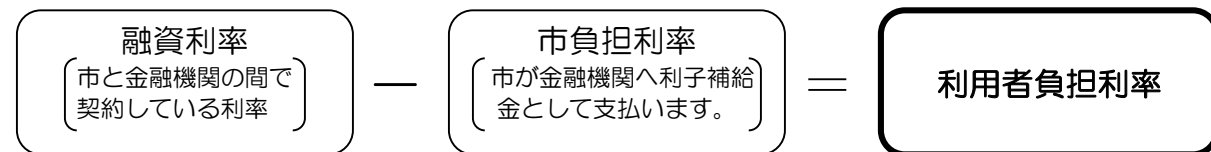
- ※1 中小企業者とは、資本金又は出資金の額が3億円(小売業又はサービス業にあっては5千万円、卸売業にあっては1億円)以下の法人、又は常時使用する従業員の数が300人(小売業にあっては50人、サービス業又は卸売業にあっては100人)以下の法人若しくは個人をいいます。
- ※2 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業にあっては5人)以下の会社又は個人をいいます。
- ※3 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する中小企業者をいいます。

- ※4 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する中小企業者をいいます。
- ※5 利用者負担利率：中小企業者が金融機関へ実際に支払う利息です。
- ※6 市負担利率：融資利率と利用者負担利率の差額分を市が金融機関へ支払う(利子補給する)ものです。
- ※7 融資のお申込みは、裏面に記載のある取扱金融機関窓口へ直接お問い合わせください。

## 【補助制度】

### 利子補給制度

海老名市中小企業事業資金融資は、利子補給分を差し引いた利息で融資を実行します。利子補給分は市が金融機関に対し支払うことで、利用者の利息負担の軽減をしています。



#### <注意点>

次のような場合、利子補給が停止します。

- 例)・市外に事業所を移転した場合
- ・事業を中止、又は廃止した場合
  - ・市融資要綱から外れる条件変更をした場合(規定の融資期間を超えるなど)
  - ・取扱金融機関が保証協会に対し代位弁済を請求した場合
  - ・利子補給金を交付すること(利息の負担を軽減すること)が適当でないと認めた場合(法令違反など)
  - ・その他海老名市補助金等の交付に関する規則、市融資要綱及び市利子補給金交付要綱に反した場合

### 信用保証料補助制度

海老名市中小企業事業資金融資を利用する際に、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料を補助します。

補助金額：支払った保証料の全額(限度額10万円)

- 補助要件：① 市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること  
② 納期が経過した分の市税に滞納がないこと

#### <注意点>

繰上返済により、神奈川県信用保証協会から支払った信用保証料の一部が還付されることがあります(新たな信用保証料との相殺を含む)。このことにより、補助金額が実際の信用保証料負担額を超過した場合、市に超過した補助金額を返還していただきます。

### 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度

商工会議所の経営指導を受けることにより利用することができる「小規模事業者経営改善資金」を、海老名商工会議所の推薦を受けて利用された方に対し、毎年1月1日から12月31日までの間に日本政策金融公庫に支払った利子の一部を補助します。

補助期間：36月以内

補助率：借入金2,000万円以下の範囲で支払った利子額の50%以内